



平成 20 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 東 海 理 化
(登記社名 株式会社東海理化電機製作所)
代表者名 取締役社長 木 下 潔
(コード番号 6995 東証・名証第 1 部)
問合せ先 総務部長 栗田 博夫
T E L (0587) 95-5211

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 19 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の取締役等に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、および会社法第 361 条の規定に従い、金銭でない報酬として当社取締役に割り当てる新株予約権の算定方法の承認を求める議案を、平成 20 年 6 月 19 日開催予定の当社第 61 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、同株主総会において、「取締役 22 名選任の件」が承認可決されますと、割り当てを受ける当社取締役は 22 名となり、従来のストックオプションとしての新株予約権の付与の状況、その他諸般の事情を勘案し、当社取締役への新株予約権の割り当て数は、2,000 個を上限といたします。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

連結業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上に資することを目的とし、当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の取締役等(以下、「対象者」という。)に対して新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の取締役等

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 40 万株を上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1 株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使および消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的である株式の総数は、かかる調整後の付与株式数に当該時点で行使および消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

(3) 新株予約権の総数

4,000個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本定時株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)、または割当日の前日の終値(当日に終値がない場合、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ以下のとおり調整する。

- ① 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 上記のほか、割当日後、当社が行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使可能期間

平成22年8月1日から平成26年7月31日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた対象者(以下、「新株予約権者」という。)が当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の取締役等のいずれの地位をも有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、下記③に掲げる新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。

- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。

- ③ その他の新株予約権の行使の条件については、本定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めないものとする。
- (9) 組織再編行為をする場合の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(5)で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権の行使可能期間
上記(6)に定める新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
下記(11)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記(8)に準じて決定する。
- (10) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(12) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

※参考

平成20年5月1日現在において、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正価額は、580円/株となります。

- (注) 上記の新株予約権の具体的な発行および割り当ての内容については、平成20年6月19日開催予定の当社第61回定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上